

議案第一号

港区行政手続条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区行政手続条例の一部を改正する条例

港区行政手続条例（平成八年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 行政指導（第三十条―第三十四条）」を

「第四章 行政指導（第三十条―
第四章の二 処分等の求め（第

第三十四条の二）

に改める。

第三十四条の三）」

第二条第二項中「第三十二条」の下に「及び第三十三条第二項」を加え、「同項第三号」を

「前項第三号」に改める。

第三条中「第四章」を「第四章の二」に改め、同条第七号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第三十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、区の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第四章中第三十四条の次に次の一条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第三十四条の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例(特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例により特別区が処理することとされた事務について規定する東京都の条例を含む。以下この条及び次条において同じ。)に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は当該条例に規定する要件に適合しないと料るときは、当該行政指導をした区の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明そ

の他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該行政指導の内容

三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

四 前号の条項に規定する要件

五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該区の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は当該条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 処分等の求め

(処分等の求め)

第三十四条の三 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)

がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する区の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 法令に違反する事実の内容

三 当該処分又は行政指導の内容

四 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項

五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は区の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（港区特別区税条例の一部改正）

2 港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

（説明）

行政手続法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十号）の施行による行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部改正を踏まえ、区民の権利利益の保護充実のための手続を定めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。